

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業

土地区画整理法第76条申請の手引き

～建築行為等許可申請（土地区画整理法第76条申請）について～

事業計画決定の公告があった日（平成30年10月5日）から、換地処分公告がある日までは、土地区画整理事業の施行地区内において、事業の施行の障害となるおそれがある行為等を行おうとする場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定により、町長の許可を受ける必要があります。

1 法第76条申請が必要な行為等

土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある、

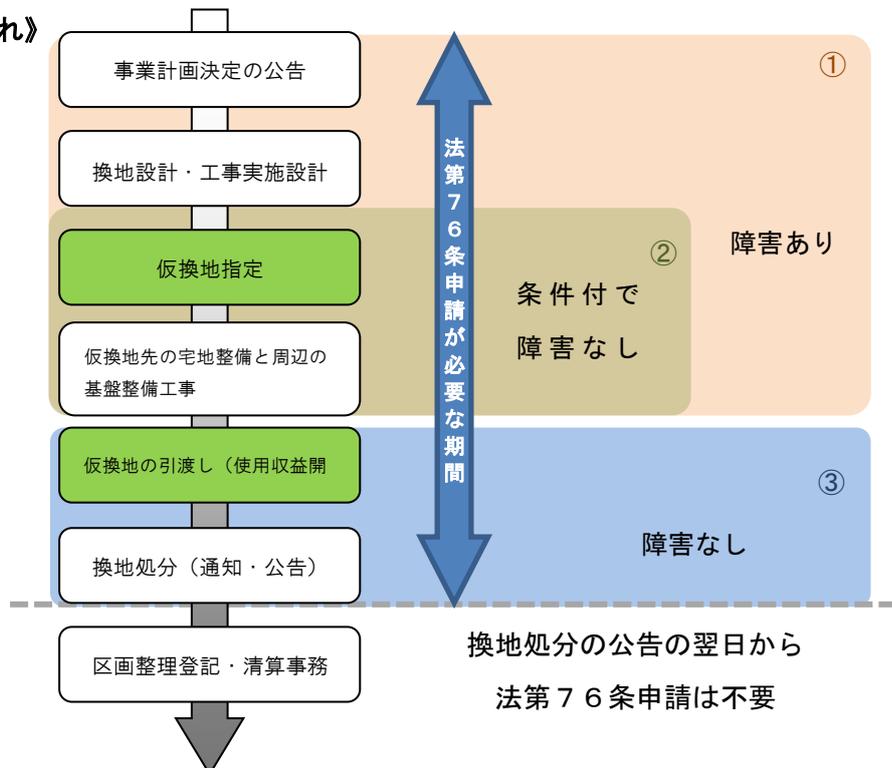
- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- (3) 重量が5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

※ 平成30年10月4日（木）までに建築確認済証が交付されている場合においても、次の場合は法第76条申請が必要です。

- ・ 別途行う外構工事
- ・ 交付を受けている建築確認済証の内容を変更する場合（増築や改築若しくは位置の変更等の行為）
- ・ 現地未着手の場合

2 法76条申請が必要な期間

《事業の流れ》



3 法第76条申請の事前相談

申請者 (※) 事前相談⇒**熊本県益城復興事務所**または**益城町復興整備課**

(※) 事業の施行の障害となるおそれがある行為等を行おうとする場合は、熊本県益城復興事務所または益城町復興整備課に必ず事前相談を行って下さい。

4 事前相談窓口の連絡先

【熊本県】

益城復興事務所 工務課 土地区画整理班

住所 〒860-0831 熊本市中央区八王寺町1-20

TEL 096-273-9641

【益城町】

復興整備課 まちづくり推進室

住所 〒861-2295 上益城郡益城町木山594

TEL 096-286-2930

※事前相談受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

5 法第76条申請から許可（不許可）通知までの事務の流れ

【事務の流れ】

申請者 (1) 法第76条申請⇒**許可権者（益城町都市建設課）** (2) 意見聴取⇒

施行者（熊本県益城復興事務所） (3) 意見付申請書⇒**許可権者（益城町都市建設課）**

(4) 許可（不許可）通知⇒**申請者**

【事務の流れの説明】

- (1) 法第76条申請を行う前に、必ず事前相談を行って下さい。
- (2) 益城町は、受付した法第76条申請書の建築行為等について、施行者（熊本県）に対し土地区画整理事業の施行に障害があるかどうか意見聴取します。
- (3) 益城町は施行者からの意見に基づき、申請された建築行為等を許可するかどうか、あるいは条件付き許可とするか等を判断します。
- (4) 益城町から許可（不許可）を通知します。

6 法第76条申請書の作成

(1) 提出部数 3部 (様式1-1、様式-1-2、様式-2 各1部)

(2) 添付図書 (建築確認を伴う行為の場合は建築確認申請と同一の図面を用いる)

	図 書 名	記 入 内 容	備 考
1	許可申請書		様式-1-1、 様式-1-2、 様式-2
2	委 任 状	委任年月日、委任事項等	申請手続きを代理人に 委任する場合
3	案 内 図	方位、道路及び目標となる地物 等を表示	
4	配 置 図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地 内における建築物等の位置、敷 地に接する道路の位置等を表示	
5	各種詳細図	縮尺、方位、構造、規模、材質、 高さ等を表示 (平面図、立面図 等)	
6	仮換地明細図 (写)		仮換地指定を受けた場 合
7	その他必要と認め る書類		工事工程表等

7 法第76条申請書の提出先

【益城町】

都市建設課 都市計画係

住所 〒861-2295 上益城郡益城町木山594

TEL 096-286-3340